

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文（抄）

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 〓 四百六十六（略）</p> <p>四百六十七 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）</p> <p>四百六十八（略）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 〓 四百六十六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四百六十七（略）</p>